

令和4年度北海道国立大学機構監事監査計画

監事 檜山 義明

監事 伊藤 秀範

監事 佐藤 正行

1. 監査の基本方針

国立大学法人北海道国立大学機構（以下「機構」という。）監事監査規程に基づき、業務の適正かつ効果的な運営を確保し会計経理の適正を期するとともに、機構の使命である教育・研究及び社会・地域貢献の活性化を支援し、機構が設置する小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学の我が国高等教育機関としての質の維持・向上に資することを目的とし、会計監査人及び内部監査部門等と連携して監事監査を実施する。

2. 監査事項及び重点項目

監査は、令和4年事業年度の業務及び会計について行う。

以下に掲げる項目を重点項目とする。

- (1) 学生の安全を確保する体制
- (2) 理事長による意思決定及び内部統制の体系
- (3) 業務執行に関する本部と三大学の連携

3. 監査方法

- (1) 理事長、理事・副学長及び職員との意思疎通を図り、内部監査部門等と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
- (2) 役員会等の重要会議に出席し、運営状況を把握するとともに、監査の必要に応じて意見を述べる。
- (3) 国立大学法人法等に基づき監事の調査の対象となる書類及び高額契約等に係るその他の重要書類を閲覧、調査する。
- (4) 本部及び大学において、計画的な実地監査及び必要に応じた臨時監査を実施する。実地監査においては、あらかじめ準備を求める関係資料と説明概要に基づく対話及び施設・資産の管理状況等についての現場確認を行う。
- (5) 財務諸表の適正な作成及び報告のために、必要かつ適切な財務報告体制を構築し運用しているかを確認するとともに、財務諸表を開示するに当たっては、その重要事項について説明を求め意見を述べる。
- (6) 会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを確認する。会計監査人から会計監査報告及び監査に関する書類を受領し、会計監査上の重要事象について会計監査人に説明を求め、監査方法及びその結果の相当性を判断する。

4. 監査の補助者

監事監査の事務補助者は、監査室所属職員及び実地監査等においてその都度指定する職員とする。

5. 監査報告書の作成

令和5年6月